

資料編

- ・ 児童福祉法等関係法令の経緯
- ・ 家庭的養護の比較
- ・ 東京都における養育家庭支援体制
- ・ 自立支援の体系図

児童福祉法等関係法令の経緯（児童養護施設関係）

平成10年

児童福祉法の改正（平成10年4月施行）

児童福祉施設の名称及び機能に関する改正

名称が「児童養護施設」に改称されるとともに、その機能について、「養護すること」という文言が「養護し、あわせてその自立を支援すること」と改正され、児童の自立を支援する施設であることが位置付けられた。

児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成10年4月施行）

児童福祉施設最低基準の改正

新たに第9条の2が設けられ、施設長の懲戒に係る権限の濫用禁止が定められた。

社会福祉事業法の改正（平成12年6月施行）

社会福祉事業法の名称及び福祉サービスの基本的理念等の改正

名称が「社会福祉法」に改称されるとともに、基本的理念として、福祉サービスが「個人の尊厳の保持を旨とし、」また、「能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するもの」と位置付けられた。

平成17年

児童福祉法の改正（平成17年1月施行）

児童福祉施設の機能に関する改正

平成10年に改正した「養護し、あわせてその自立を支援すること」の部分について「養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うこと」と改正され、児童福祉施設の機能として、退所した児童に対する相談その他の援助が位置付けられた。

平成21年

児童福祉法の改正（平成21年4月施行）

施設内虐待の防止

児童養護施設等における虐待を発見した者の通告義務、通告があった場合の都道府県や都道府県児童福祉審議会等が講ずべき措置等施設内虐待の防止のための規定が定められた。

平成24年

民法・児童福祉法の改正（平成24年4月施行）

親権と親権制限の制度の見直し

親権停止制度が創設されるとともに、親権喪失や管理権喪失の原因も見直され、子の利益が害されている場合に親権が制限されることが明確化された。

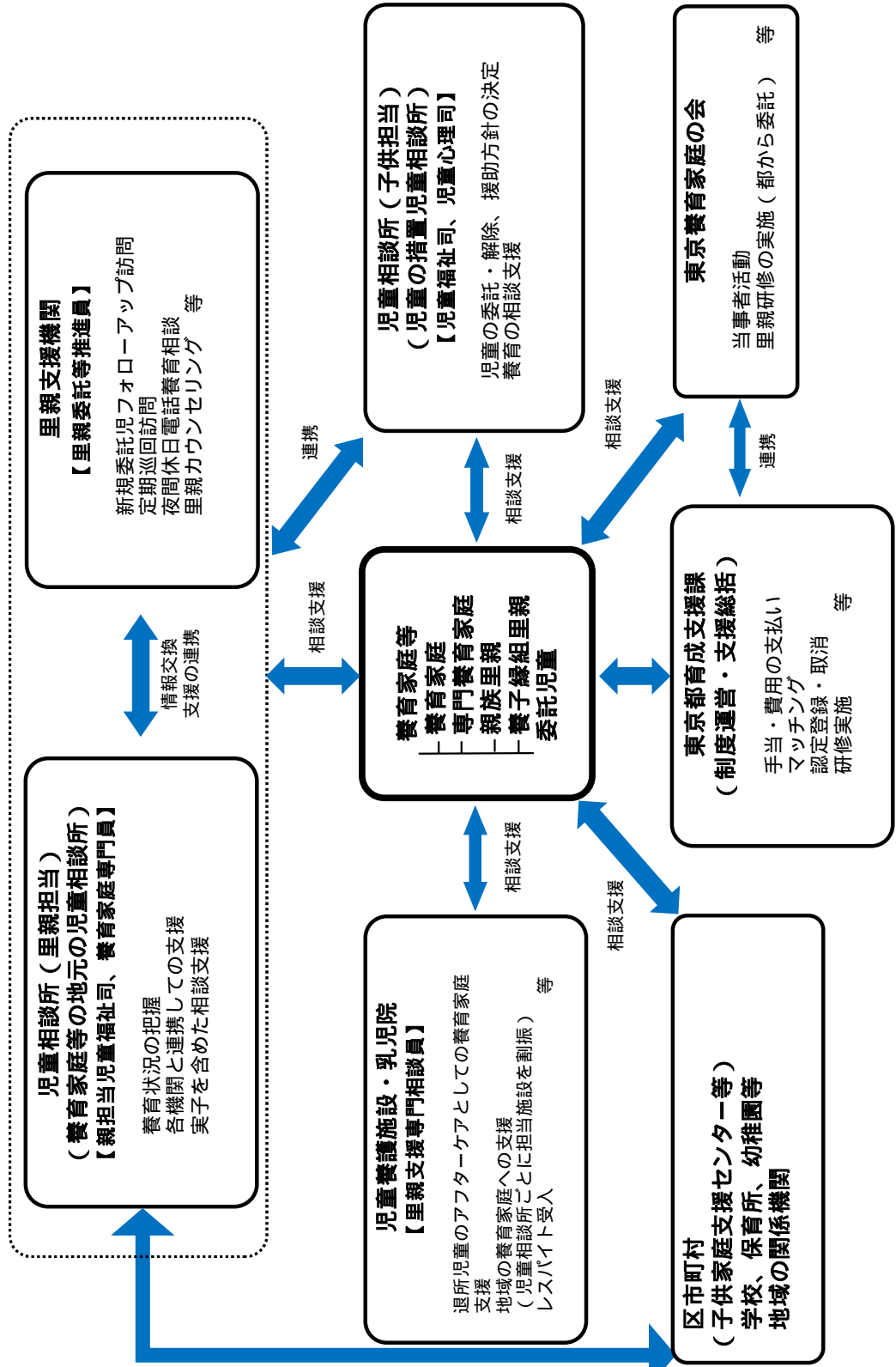
児童相談所長、施設長等による監護措置と親権代行について

児童相談所長及び児童福祉施設長等が児童の監護等に関しその福祉のため必要な措置をとる場合には、親権者等は不当に妨げてはならないことや、児童の生命、身体の安全確保のため緊急の必要がある場合には、親権者の意に反しても児童相談所長及び児童福祉施設長等が必要な措置をとることができることが定められた。

家庭的養護の比較

養育家庭(里親)		小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)		養護児童グループホーム事業	
事業根拠・運営基準	事業主体	児童定員(委託数)	指定(認定)条件	職員体制	勤務形態等
里親が行う養育に関する最低基準 東京都里親認定基準	養育家庭(里親)	1名～4名	東京都里親認定基準 ・基本要件 ・家庭及び構成員の状況 ・家庭が住居及び居住地の状況	【国】小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)実施要綱 【都】東京都ファミリーホーム事業(小規模住居型児童養育事業)設置・運営基準	【都】東京都養護児童グループホーム事業実施要綱
25歳以上65歳未満の夫婦 配偶者がいない場合は、資格を持つ主たる養育者と、 養育者を補助できる20歳以上の同居家族	東京都里親認定基準 ・基本要件 ・家庭及び構成員の状況 ・家庭が住居及び居住地の状況	5名又は6名	主たる養育者は、当該ファミリーホームに生活の拠点を置くこと 4名2名以上の居室、児童が相互に交流が図れる居室のほか必要なら部屋・設備を 確保すること 現に、都の養育家庭として4名の児童を 主たる養育者は、児童福祉施設、自立保 助ホーム、ファミリーホーム、一時保護 所で3年以上の直接対応経験 二人の養育者(一の家族を構成している)より以上の補助者 養育に十分な連携が確保される場合は、一人の養育者と二人以上の補助 者	【都】東京都養護児童グループホーム事業実施要綱 【国】児童養護施設等における 小規模グループケア実施要綱	【都】東京都養護児童グループホーム事業実施要綱
なし	養育家庭(里親)	なし	主たる養育者は、児童福祉施設、自立保 助ホーム、ファミリーホーム、一時保護 所で3年以上の直接対応経験	【都】東京都養護児童グループホーム事業実施要綱	【都】東京都養護児童グループホーム事業実施要綱
登録家庭数(457家庭) 委託家庭数(261家庭) 委託児童数(345名)	養育家庭(里親)	なし	主たる養育者は、児童福祉施設、自立保 助ホーム、ファミリーホーム、一時保護 所で3年以上の直接対応経験	【都】東京都養護児童グループホーム事業実施要綱	【都】東京都養護児童グループホーム事業実施要綱
昭和14年	「養育家庭」制度創設(養育者選考を前提とし、児童 養育を委託する制度)。同時に都内各所の施設に「養 育家庭センター」を設置して業務委託	なし	主たる養育者は、児童福祉施設、自立保 助ホーム、ファミリーホーム、一時保護 所で3年以上の直接対応経験	【都】東京都養護児童グループホーム事業実施要綱	【都】東京都養護児童グループホーム事業実施要綱
昭和15年	—	なし	主たる養育者は、児童福祉施設、自立保 助ホーム、ファミリーホーム、一時保護 所で3年以上の直接対応経験	【都】東京都養護児童グループホーム事業実施要綱	【都】東京都養護児童グループホーム事業実施要綱
昭和17年	—	なし	主たる養育者は、児童福祉施設、自立保 助ホーム、ファミリーホーム、一時保護 所で3年以上の直接対応経験	【都】東京都養護児童グループホーム事業実施要綱	【都】東京都養護児童グループホーム事業実施要綱
昭和18年	—	なし	主たる養育者は、児童福祉施設、自立保 助ホーム、ファミリーホーム、一時保護 所で3年以上の直接対応経験	【都】東京都養護児童グループホーム事業実施要綱	【都】東京都養護児童グループホーム事業実施要綱
昭和19年	—	なし	主たる養育者は、児童福祉施設、自立保 助ホーム、ファミリーホーム、一時保護 所で3年以上の直接対応経験	【都】東京都養護児童グループホーム事業実施要綱	【都】東京都養護児童グループホーム事業実施要綱
平成20年	—	なし	主たる養育者は、児童福祉施設、自立保 助ホーム、ファミリーホーム、一時保護 所で3年以上の直接対応経験	【都】東京都養護児童グループホーム事業実施要綱	【都】東京都養護児童グループホーム事業実施要綱
平成21年	里親支援機関事業を1児相で開始、認定前研修受講義務 化、里親手当増額	—	主たる養育者は、児童福祉施設、自立保 助ホーム、ファミリーホーム、一時保護 所で3年以上の直接対応経験	【都】東京都養護児童グループホーム事業実施要綱	【都】東京都養護児童グループホーム事業実施要綱
平成24年	里親支援機関事業を全11児相で開始	—	主たる養育者は、児童福祉施設、自立保 助ホーム、ファミリーホーム、一時保護 所で3年以上の直接対応経験	【都】東京都養護児童グループホーム事業実施要綱	【都】東京都養護児童グループホーム事業実施要綱

東京都における養育家庭支援体制



自立支援の体系図

